

## 令和5年12月市議会教育厚生委員会資料

### 第167号議案 長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正の概要 .....	2
2 条例改正の内容 .....	2～3
3 施行期日 .....	3
4 新旧対照表 .....	4
5 【参考】 変更となる休暇一覧 .....	5～7

教育委員会  
令和5年12月

## 1 条例改正の概要

長崎商業高等学校については、平成 17 年4月に長崎県教育委員会と締結した人事交流に関する協定書に基づき、長崎県立学校職員との人事交流を行っており、同校の令和5年4月現在における教職員や学校事務職員などの学校職員は、長崎県立学校からの人事交流による学校職員が 35 人(73%)、長崎市で採用した学校職員が 13 人(27%)となっており、長崎県立学校からの人事交流による学校職員が多い状況となっている。

現在、長崎商業高等学校に勤務する学校職員については、国家公務員の制度に準じている長崎市の休暇制度を適用しているが、長崎県の休暇制度とは異なる部分があり、このことが長崎県内の公立高等学校間における円滑な人事交流の妨げとならないよう、高等学校の職員間の均衡を図るため、長崎商業高等学校に勤務する学校職員に係る休暇等を見直そうとするもの。

※「学校職員」…長崎市立長崎商業高等学校の校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び事務職員

## 2 条例改正の内容

### (1) 長崎商業高等学校に勤務する学校職員の休暇等

改正後	改正前
長崎県立の高等学校の職員の例による。	一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和29年長崎市条例第31号)の規定を準用する。

(2) 主に変更となる休暇の内容

休 暇		改正後(長崎県休暇制度)	改正前(長崎市休暇制度)
特別休暇	結 婚 休 暇	7日の範囲内の期間	5日の範囲内の期間
	忌 引	配偶者 10日	配偶者 7日
	祭 日 休 暇	父母、配偶者及び子の祭日の場合	父母の命日に当たり祭事を行うとき
	暑 期 休 暇	5日以内	3日以内
	公益団体休暇	公益を目的とする団体等の依頼により、旅行又は会議のため勤務に服することができない場合 〔上限日数〕必要と認められる期間	/
	つわり休暇	妊娠中の女子職員がつわりのため勤務に服することができない場合 〔上限日数〕7日の範囲内の期間	
	リフレッシュ休暇	職員が35歳、45歳又は55歳に達する日の属する年度において心身のリフレッシュを図る場合 〔上限日数〕年次休暇2日以上の取得に引き続く3日の範囲内の期間	
病気休暇	通算 90 日以内(特定疾患の場合は 180 日以内)	通算 90 日以内	

3 施行期日

公布の日

## 4 新旧対照表

改正案	改正前
<p>○長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成3年長崎市条例第14号)</p> <p>(学校に勤務する学校職員の給料等)</p> <p>第4条 第2条第1項第1号及び第4号に掲げる学校職員(同項第5号に掲げる者を除く。<u>第8条第1項において同じ。</u>)に支給する給料等、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び義務教育等教員特別手当は、長崎県立の高等学校の職員の例による。</p> <p>2 [略]</p> <p>(勤務時間、休日、休暇等)</p> <p>第8条 <u>第2条第1項第1号及び第4号に掲げる学校職員の勤務時間、休日、休暇等については、長崎県立の高等学校の職員の例による。</u></p>	<p>○長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成3年長崎市条例第14号)</p> <p>(学校に勤務する学校職員の給料等)</p> <p>第4条 第2条第1項第1号及び第4号に掲げる学校職員(同項第5号に掲げる者を除く。)に支給する給料等、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び義務教育等教員特別手当は、長崎県立の高等学校の職員の例による。</p> <p>2 [略]</p> <p>(勤務時間、休日、休暇等)</p> <p>第8条 <u>第2条第1項第1号及び第4号に掲げる学校職員(同項第5号に掲げる者を除く。)</u>の勤務時間については、長崎県立の高等学校の職員の例により、<u>休日、休暇等については、一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和29年長崎市条例第31号)の規定を準用する。</u></p>

## 5【参考】変更となる休暇一覧

休暇の種類		改正後(長崎県)			改正前(長崎市)																																																																							
		単位	限度日数等	休暇事由等	単位	限度日数等	休暇事由等																																																																					
特別休暇	結婚休暇	1日	7日の範囲内の期間	職員が結婚した場合	1日	5日の範囲内の期間	職員が結婚するとき																																																																					
	忌 引	1日	職員の親族が死亡した場合		1日	職員の親族が死亡した場合																																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">親族</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">配偶者</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">血族</td> <td>父母</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>祖父母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>伯叔父母</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">姻族</td> <td>父母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>祖父母</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>伯叔父母</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>		親族		日数	配偶者		10日	血族	父母	7日	子	5日	祖父母	3日	孫	1日	兄弟姉妹	3日	伯叔父母	1日	姻族	父母	3日	子	1日	祖父母	1日	兄弟姉妹	1日	伯叔父母	1日	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">親族</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">配偶者</td> <td rowspan="2">7日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">父母</td> </tr> <tr> <td colspan="2">子</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">祖父母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">孫</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">兄弟姉妹</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">おじ又はおば</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">父母の配偶者又は配偶者の父母</td> <td>3日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">子の配偶者又は配偶者の子</td> <td>1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td> <td>1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td> <td>1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">おじ又はおばの配偶者</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、父母及び子に準ずる。</td> </tr> </tbody> </table>		親族		日数	配偶者		7日	父母		子		5日	祖父母		3日	孫		1日	兄弟姉妹		3日	おじ又はおば		1日	父母の配偶者又は配偶者の父母		3日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)	子の配偶者又は配偶者の子		1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母		1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹		1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)	おじ又はおばの配偶者		1日	備考 代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、父母及び子に準ずる。		
親族		日数																																																																										
配偶者		10日																																																																										
血族	父母	7日																																																																										
	子	5日																																																																										
	祖父母	3日																																																																										
	孫	1日																																																																										
	兄弟姉妹	3日																																																																										
	伯叔父母	1日																																																																										
	姻族	父母	3日																																																																									
子		1日																																																																										
祖父母		1日																																																																										
兄弟姉妹		1日																																																																										
伯叔父母		1日																																																																										
親族		日数																																																																										
配偶者		7日																																																																										
父母																																																																												
子		5日																																																																										
祖父母		3日																																																																										
孫		1日																																																																										
兄弟姉妹		3日																																																																										
おじ又はおば		1日																																																																										
父母の配偶者又は配偶者の父母		3日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)																																																																										
子の配偶者又は配偶者の子		1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)																																																																										
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母		1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)																																																																										
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹		1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)																																																																										
おじ又はおばの配偶者		1日																																																																										
備考 代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、父母及び子に準ずる。																																																																												

休暇の種類		改正後(長崎県)			改正前(長崎市)		
		単位	限度日数等	休暇事由等	単位	限度日数等	休暇事由等
特別 休暇	祭日休暇	1日	1日	父母、配偶者及び子の祭日の場合	1日	1日	父母の命日に当たり祭事を行うとき
	暑期休暇	1日	5日以内	6月から9月(任命権者が特に必要と認める場合にあっては10月)までの期間内における原則として連続する5日	1日又は半日	3日以内	7月から9月までの間において週休日及び休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間(業務の都合によりこれにより難しいときは半日6日間)
	長期在会者招待旅行(互助会)				1日	連続する5日以内	互助会の主催する同旅行に参加するとき
	公益団体休暇	1時間又は1日	必要と認められる期間	公益を目的とする団体等の依頼により、旅行又は会議のため勤務に服することができない場合			
	つわり休暇	1時間又は1日	7日の範囲内の期間	妊娠中の女子職員がつわりのため勤務に服することができない場合			
	リフレッシュ休暇	1日	年次休暇2日以上取得に引き続き連続する3日の範囲内の期間	職員が35歳、45歳又は55歳に達する日の属する年度において心身のリフレッシュを図る場合			
	その他	1時間又は1日	必要と認められる期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科目試験に参加する場合</li> <li>・被爆2世である職員が健康診断を受ける場合</li> <li>・感染症予防法により、健康診断受診勧告・外出自粛の要請を受けたとき、検疫法に基づく停留の対象となった場合</li> </ul>			

休暇の種類		改正後(長崎県)			改正前(長崎市)		
		単位	限度日数等	休暇事由等	単位	限度日数等	休暇事由等
特別休暇	育児時間	1回 60分	1日2回、それぞれ60分以内	生後2年に達しない子を育てる職員が育児の時間を請求した場合	1回 45分	1日2回、それぞれ45分以内	生後1年6月に達しない子を育てる職員が育児の時間を請求した場合
	出産補助休暇	1時間 又は1日	出産のための入院日から産後3週間以内の期間内に3日以内	職員が妻の出産に伴い、子又は妻の世話、介護等のため勤務に服することができない場合	1時間 又は1日	出産のための入院日から産後2週間以内の期間内に2日以内	配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合(配偶者の分べんとき)
	男性の育児参加のための休暇	1時間 又は1日	5日以内	職員の妻の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から出産日後1年を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学前の子の養育のため勤務しない場合	1時間 又は1日	5日以内	職員の妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から出産日後1年を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学前の子の養育のため勤務しない場合
	子の看護のための休暇	1時間 又は1日	1暦年に5日(子を2人以上養育する職員は10日)以内	義務教育終了前の子を養育する職員が、子を看護する場合	1時間 又は1日	1暦年に5日(その養育する小学校就学前の子が2人以上の場合にあっては10日)以内	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子を看護する場合
病気休暇		1日 (人工透析は1時間 又は1日)	通算90日以内(特定疾患の場合は180日以内) ※取得期間の末日の翌日から90日(特定疾患は180日)に達するまでの間に、同一疾病により再び病気休暇を取得した場合は、前の病気休暇の期間と連続しているものとみなす。	公務によらない負傷又は疾病(結核性疾患を除く。)により勤務することができない場合	1時間 又は1日	通算90日以内 ※取得期間の末日の翌日から6ヶ月に達するまでの間に、再び病気休暇を取得した場合は、前の病気休暇の期間と連続しているものとみなす。	公務によらない負傷又は疾病(結核性疾患を除く。)により勤務することができない場合

※下線・・・長崎県と長崎市の休暇制度が異なる部分